

第 20 回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	2
2 議 題	2
(1)議事録署名委員の決定について	2
(2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	2
議案第1号	2
議案第2号	4
(3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	5
議案第3号	5
議案第4号	6
議案第5号	6
議案第6号	7
(4)非農地証明について	8
議案第7号	8
(5)農用地利用集積計画に係る意見決定について（農地バンク関係）	9
議案第8号	9
(6)農用地利用集積計画に係る意見決定について（利用権設定）	9
議案第9号から議案第23号、議案第25号	9
議案第24号	10
議案第26号、議案第27号	10
議案第28号	11
議案第29号から議案第32号	12
(7)農用地利用集積計画に係る意見決定について（所有権移転）	12
議案第33号	12
報告事項	13
3 閉 会	13

日 時 令和7年1月20日（月）16時00分
場 所 第一委員会室

○ 出席者

会長 1 5 番 渡邊 浩正
会員 1 番 関 光博
6 番 福田 一紀
8 番 大野 文子
1 0 番 塚原 信一
1 2 番 渡辺 正明
1 4 番 石塚 英好

3 番 佐藤 栄一
7 番 中山 敏克
9 番 桑原 雅子
1 1 番 町野 位夫
1 3 番 手塚 みち子

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本日は2番 揚石 明委員から欠席届の提出がありましたので、本総会の出席委員は12名となります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、ただいまから第20回矢板市農業委員会総会を開催します。

（16：00）

2 議 題

（1）議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは、議長より指名いたします。1番 関 光博委員、3番 佐藤 栄一委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

（2）農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件（2）農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について、議題に供します。

議案第1号

○議長 ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、3番 佐藤 栄一委員の退室を求めます。

（佐藤 栄一委員 退室 ）

○議長 まず、議案第1号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、
当番班 3班 班長、8番 大野 文子委員にお願いします。

○大野 文子委員 本日、午前9時から、委員4名、事務局2名の計6名で、農
地法第3条2件、同法第5条4件、非農地証明1件の合計7件の現地調査を実
施いたしました。何ら問題ないと見て参りましたが、皆様方の御審議をよろし
くお願いいたします。

○議長 はい。ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。
次に、議案第1号の現地調査の詳細な報告を、6番 福田 一紀委員にお願い
します。

○福田 一紀委員（申請地位置説明）

申請地は、昨年秋ごろに耕したような状態であり、申請者の実父は認定農業
者になっている方です。認定農業者の子息が経営を開始するための申請として
何ら問題ないものと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質
疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたしま
す。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第1号が終了しましたので、3番 佐藤 栄一委員の入室を求めます。

(佐藤 栄一委員 入室)

議案第 2 号

○議長 続きまして、議案第 2 号について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第 2 号の詳細な報告を、1 番 関 光博委員をお願いします。

○関 光博委員（申請地位置説明）

申請地は、すでに何か作付けしている痕跡がありました。現況は雑種地と認識できる状態であり、申請地の部分だけ整備されている状態でした。日当たりもよく家庭菜園を行うには何ら問題なく、申請者は農地利用の計画をしっかりと立てていることから何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 2 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○石塚 英好委員 申請者は宇都宮市から通って家庭菜園をするとのことですが、いくつかの方でしょうか。

○事務局 申請者は 38 歳であり、市民農園の経験があります。本件は譲渡人が相続で受け取った土地が売られていることを、偶然申請者が知ったことから申請に至っています。

○石塚 英好委員 了解しました。

○議長 他に無いようですので、これより採決いたします。

議案第 2 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 続きまして、付議事件(3)、農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について、議題に供します。

議案第3号

○議長 続きまして、議案第3号についての詳細な報告を、8番 大野 文子委員にお願いします。

○大野 文子委員 (申請地位置説明)

本件は線路沿いにある変電所の東側にある鉄塔を除去するために雑種地のようになっている農地を一時転用するものになります。申請地には木が育っており、農地とは言えない状態でした。一時転用については、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 本件について、一時転用という申請ですが、私としては申請について問題ないと思いますが、第3種農地であることや状況報告から非農地通知を出した方が良いのではないのでしょうか。

○議長 今後、非農地証明を出すことも考慮して、今後見ていきましょう。

○議長 他に無いようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第4号

○議長 続きまして、議案第4号について事務局の説明をお願いします。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第4号の現地調査の詳細な報告を、8番 大野 文子委員にお願いします。

○大野 文子委員（申請地位置説明）

申請地には鉄塔が立っており、周囲の草は刈り取られており、よく管理されている状態であることから何ら問題ないものとして見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第4号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第5号

○議長 続きまして、議案第5号について事務局の説明をお願いします。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第5号の現地調査の詳細な報告を、6番 福田 一紀委員にお願いします。

○福田 一紀委員（申請地位置説明）

申請地の上空には電線が架けられており、その除去工事の際に道路に電線が垂れないようにするために足場を作る目的と伺っております。何ら問題ないものとして見て参りました。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第5号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第6号

○議長 続きまして、議案第6号及び付議事件（4）非農地証明についての議案第7号について事務局の説明を一括で申し上げます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第6号の現地調査の詳細な報告を、1番 関 光博委員に申し上げます。

○関 光博委員（申請地位置説明）

申請地について、今現在は下水道工事などによりプレハブ等が設置されていまして。今月中にはプレハブ等を撤去し、その後に農業用倉庫として利用されるということです。致し方ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第6号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 隣接する議案第7号は第2種農地ですが、申請地は農振農用地で間違いないですか。

○事務局 申請地は農振農用地です。本申請は200 m²の農業用倉庫を建てるというものですので、1 ha 未満の軽微な変更に該当します。

○佐藤 栄一委員 了解しました。

○議長 他に無いようですので、これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4) 非農地証明について

○議長 続いて、付議事件(4) 非農地証明について議題に供します。

議案第7号

○議長 それでは、議案第7号について現地調査の詳細な報告を、1番 関 光博委員にお願いします。

○関 光博委員 (申請地位置説明)

申請地は、以前直売所として利用されていた場所の北側の部分になります。轍が残っており、農地として利用できないと見受けられましたので、非農地証明とするもの致し方ないと思われれます。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第7号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたしま

す。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(5) 農用地利用集積計画に係る意見決定について (農地バンク関係)

○議長 続いて、付議事件(5) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
(農地バンク関係) 議題に供します。

議案第8号

○議長 それでは、議案第8号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 それでは、議案第8号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決します。

議案第8号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

(6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について (利用権設定)

○議長 続いて、付議事件(6) 農用地利用集積計画に係る意見決定(利用権設定)について議題に供します。

議案第9号から議案第23号、議案第25号

○議長 それでは、議案第9号から議案第23号、議案第25号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 それでは、議案第9号から議案第23号、議案第25号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決します。

議案第 9 号から議案第 23 号、議案第 25 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第 24 号

○議長 ここで、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、1 番 関 光博委員の退室を求めます。

(1 番 関 光博委員 退室)

それでは、議案第 24 号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 それでは、議案第 24 号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決します。

議案第 24 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第 24 号が終了しましたので、1 番 関 光博委員の入室を求めます。

(1 番 関 光博委員 入室)

議案第 26 号、議案第 27 号

○議長 ここで、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、13 番 手塚みち子委員の退室を求めます。

(13 番 手塚 みち子委員 退室)

それでは、議案第 26 号、議案第 27 号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 それでは、議案第 26 号、議案第 27 号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決します。

議案第 26 号、議案第 27 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第 26 号、議案第 27 号が終了しましたので、13 番 手塚 みち子委員の入室を求めます。

（13 番 手塚 みち子委員 入室）

議案第 28 号

○議長 農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定により、職務代理者に議長代理をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしとの声がありましたので、職務代理者は議長席をお願いいたします。

（渡邊 浩正 議長 退室）

○石塚 英好 議長代理 議長を交替いたしましたので、議事を進めてまいります。それでは、議案第 28 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 それでは、議案第 28 号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決します。

議案第 28 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第 24 号が終了しましたので、渡邊 浩正議長の入室を求めます。

(渡邊 浩正 議長 入室)

議案第 29 号から議案第 32 号

○議長 それでは、議案第 29 号から議案第 32 号の継続案件について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 それでは、議案第 29 号から議案第 32 号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決します。

議案第 29 号から議案第 32 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

(7)農用地利用集積計画に係る意見決定について (所有権移転)

○議長 続いて、付議事件(7)農用地利用集積計画に係る意見決定(所有権移転)について議題に供します。

議案第 33 号

○議長 それでは、議案第 33 号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 それでは、議案第 33 号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決します。

議案第 33 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

報告事項

○議長 その他の事項について事務局から以下の内容について報告した。

事務局

(1) 令和 7 年度年間活動予定表 (案) について

(2) 令和 7 年度矢板市農作業標準賃金について

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、第 20 回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和 7 年 1 月 20 日

議長 渡邊 浩正
議事録署名員 佐藤 栄一
議事録署名員 関 光博